



一般教育訓練給付制度

入会金・受講料の20%(上限10万円)がハローワークから支給される制度です。

以下、教育訓練給付制度に関する説明は、全て「一般教育訓練」についての内容です。「特定一般教育訓練」「専門実践教育訓練」ではありませんのでご注意ください。

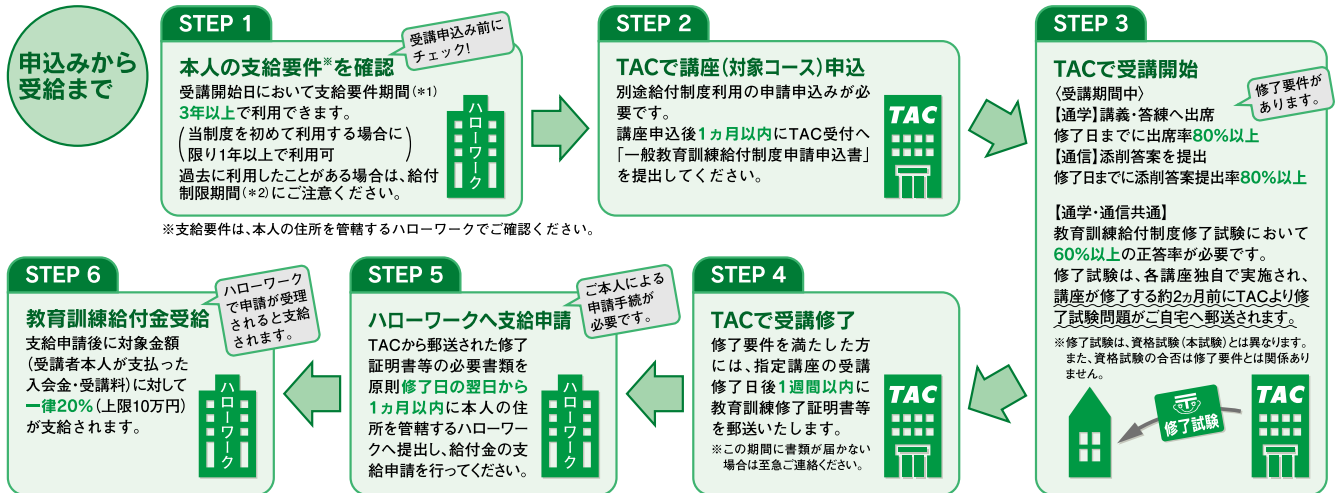
教育訓練給付制度とは、働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者[※](在職者)または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し、一定の修了要件を満たして修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った入会金・受講料の20%(上限10万円)がハローワークから支給されます。

※被保険者とは、一般被保険者及び高齢被保険者をいいます。

注意事項

- 一般教育訓練給付制度のご利用をお考えの方は、受講申込前にTAC発行の「教育訓練給付制度パンフレット」にて制度の内容ならびに対象コースを必ずご確認ください。
- 一般教育訓練給付制度をご利用希望の場合は、「教育訓練給付制度申請申込書」をTACへご提出ください。

詳しくは以下の『申込みから受給まで(各STEP)』をご確認ください。



(※1) 支給要件期間…受講開始日までの間に雇用保険の一般被保険者、高齢被保険者または短期雇用特別被保険者として雇用された期間(雇用保険への加入期間)をいいます。
(※2) 給付制限期間…前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していることが必要です。

★詳細についてはTAC発行の「教育訓練給付制度パンフレット」をご覧ください。 ホームページは [TAC給付 検索 https://www.tac-school.co.jp/kyufu.html](https://www.tac-school.co.jp/kyufu.html) 2020年8月26日現在



「基礎設計早期パック」・「設計早期パック」での一般教育訓練給付制度のご利用について

「基礎設計早期パック」「設計早期パック」は対象コースではありませんが、「設計製図基礎講義・設計早期クラス」を除いた「設計製図本科生」に該当する部分は対象となります。



制度利用をご希望の場合は、下記【注意事項】を必ずご確認ください。
また、講座のお申込とは別に「一般教育訓練給付制度申請申込書」の記入提出が必要です。
制度の詳細及び、対象となる金額や手続方法は、TAC各校受付窓口までお問い合わせください。

【注意事項】

- 「設計製図基礎講義」・「設計早期クラス」は対象とならない為、「設計製図基礎講義」・「設計早期クラス」に該当する受講料は教育訓練経費の対象となりません。
- 通学メディア(教室講座、ビデオブース講座)でご利用の場合、対象となるコースの開講日においてご自身の支給要件を満たしていることが必要です。
「一級建築士設計製図本科生」・「二級建築士設計製図本科生」 7月開講 開講日
※「設計製図基礎講義」・「設計早期クラス」は修了要件となる出席率の対象となりません。教育訓練の修了日は「一級建築士設計製図本科生」・「二級建築士設計製図本科生」の講義最終日の1週間後(予定)となります。
※WebフォローやDLフォローによる出席は出席率に加算されません。
- 通信メディアでご利用の場合、教材初回発送日においてご自身の支給要件を満たしていることが必要です。
「一級建築士設計製図本科生」 教材初回発送日(Web通信講座) 2021年7月20日(火)
「二級建築士設計製図本科生」 教材初回発送日(Web通信講座) 2021年7月16日(金)
※「設計製図基礎講義」・「設計早期クラス」で実施する添削答案は修了要件の提出率の対象となりません。